

3年

曾碩 健太

冤罪が起こるのはなぜか-自白と取調べの可視化について-

曾碩 健太

<はじめに>

- 1、自白の性質
- 2、ひとはなぜ虚偽の自白をするのか
- 3、取調べの可視化
 - 3-1、可視化に肯定的な見地
 - 3-2、可視化に否定的な見地
- 4、海外との比較
 - 4-1、イギリス
 - 4-2、オーストラリア
 - 4-3、韓国
- 5、おわりに
 - 5-1、取調べ可視化の是非
 - 5-2、今後の課題

<はじめに>

近年、わが国では痴漢事件で起訴された人や、有罪とされた人たちが自らの無罪を主張する運動を行っているところをみかけることがある。彼らがもし本当に無実の罪を着せられた冤罪被害者であるとするれば、国家機関である裁判所は、個人の人権を著しく侵害してしまっているといえる。また、冤罪が問題となるのは痴漢事件だけではない。冤罪を語る上で外すことのできない事件が「足利事件」¹である。本件では、有罪とされ、服役していた男性が、後のDNA鑑定で真犯人とは別人であることが判明し、釈放に至ったものである。近いうちに再審で男性に無罪判決が言い渡されることが予想される。しかしここで見過ごせないのは、無罪判決を得たからといって、彼が監獄で過ごした時間が取り戻せるわけではないということである。彼の人生にとって、裁判所の過ちは、一生許すことのできない過ちなのである。このように、裁判所が判断を誤ることはあってはならない。

では、なぜ裁判所は判断を誤るのか。その原因として、日本の捜査構造の在り方があげられる。日本の捜査においては、被疑者の自白が重要視される。この点、過去の冤罪事件では、被疑者の自白がその原因となることが少なくなかった。被疑者が真実の自白をした場合は問題にならない。冤罪事件で問題となるのは、被疑者・被告人が何らかの理由で虚偽の自白をした場合である。なぜひとは虚偽の自白をするのだろうか。虚偽の自白をすることは防げないのだろうか。

そこで、本稿では、日本の捜査構造、その中でも取調べが密室でおこなわれていることを問題点としてあげる。そしてそのような現行の取調べ方法が、被疑者が虚偽の自白をしてしまう大きな原因だという考えのもと、取調べを適正化するにはどうすればいいかということの問題とする。そして、その解決策として取調べの録画・録音（以下、取調べの可視化）をあげ、取調べ可視化の是非を論じていく。

はじめに、私自身の立場を明らかにしておく。私は取調べの可視化に賛成である。取調べを可視化することで、虚偽の自白を防ぐとともに、真実の自白により信用性をもたせることが可能であると考えている。そこで、私の立場が妥当といえるか否かを、以下の順に従って検討する。

「1、自白の性質」で自白が捜査段階、また公判段階でどのように扱われているのかを述べる。次に、「2、ひとはなぜ虚偽の自白をするのか」でなぜ被疑者や被告人は、やってもいないことをやったと言ってしまうのかということを検討し、「3、取調べの可視化」で虚偽の自白による処罰を防ぐために取調べを可視化することについて、肯定的な見地からの意見と、否定的な見地からの意見を整理する。「4、海外との比較」で取調べの可視化を実践しているイギリス、オーストラリア、韓国では取調べの可視化がどのように考えられているのかということを検討し、「5、おわりに」で以上を踏まえて、取調べの可視化は妥当である、という意見の是非について結論を述べ、最後に本稿では扱いきれなかった問題を今後の課題としてあげる。

では以下、順を追って検討していく。

1、自白の性質

ここでは、自白が捜査段階、また公判段階でどのような性質を有するのかについて検討していく。まずは捜査段階における自白についてみていく。古くから「自白は証拠の女王である」という法格言があるように、捜査段階では被疑者の自白が非常に重要な証拠となる。たとえば、殺人事件の場合であると、被疑者の自白に従って未発見の遺体や凶器などが発見されることが少なくない。供述通りにそれら物証が得られると、ほぼ確実に被疑者が犯人だといえる。自白はそれだけ、捜査において重要な証拠となるのである。そのため、捜査機関は被疑者の自白をとることに固執してしまうことが考えられる。というのも、自白があれば確たる物証がなくても起訴までもっていけると考えるからだろう。

では、事件が公判に至った場合、自白はどのように取り扱われるのだろうか。この点、憲法 38 条 3 項では「何人も、自己に不利益な証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と規定されている。つまり、被告人を有罪とするには、自白だけでは足りず、何かそれを裏付けるような補強証拠が必要になってくる。しかし、痴漢事件の裁判などでは、被告人が自白している場合は、被害者の供述のみを補強証拠として有罪判決が下されることが少なくない。この点、供述というのは、物証と異なり、証明力が弱いとされる。なぜなら、供述というのは、供述者の①知覚、②記憶、③表現という仮定を経て捜査官などに伝えられるので、それらの過程の間に誤りが入りやすいからである。現に最近の判例で「供述証拠の証明力は、客観的証拠のみでは解明できない細部を補充することにあるのである」¹¹と述べられている。しかしながら今までのところ、被告人の自白と被害者の供述のみで有罪判決が下ることは、珍しくはないことであった。したがって、捜査段階においても、公判においても、自白は被疑者・被告人にとって命取りであるといえる。

2、ひとはなぜ虚偽の自白をするのか

ではなぜ被疑者や被告人は、やってもいないことをやったと言ってしまうのだろうか。その原因として、取調べが密室で行われることがあげられる。取調べが密室で行われる弊害は何か。

一つは、取調べを行う捜査官の裁量を制限する手段がない、という点である。起訴前勾留の拘禁施設は代用監獄である留置場が利用される場合が多い。そして、留置場は警察署内に設置されているので、取調べの手段や時間などの裁量については、捜査官に任されることになる。そのため、捜査官は罵声ともとれる言葉を被疑者に浴びせ、そのような取調べが長時間、何日にも渡って行われることになる。その結果、取調べを受ける被疑者は正

常な判断能力を失い、虚偽の自白をしてしまうのである。この点、取調べの態様をチェックするシステムが構築されていないということが問題になる。

第二に、取調べで取られる調書についても問題がある。先に述べたような物証の存在しない事件において、調書は、起訴か不起訴か、また有罪か無罪かを決定づける重要な資料となる。したがって、調書は適正に取られなければならない。しかし、実際は調書の取り方に問題がある。調書は一問一答形式で取られ、捜査官がそれを一つのストーリー形式にして作り上げられていく。その過程で、故意に捜査官が被疑者の供述を曲げて解釈することがよくあるという。捜査官は、被疑者が犯人になるように調書を作り上げていくので、出来上がった調書は被疑者が述べた供述と全く異なる内容となることさえある。調書は、被疑者が署名をしなければ効力を発しないが、仮に被疑者が自分の供述通りに調書が作られているのが当然だと思い、調書に記載されていることをよく確認せずに署名してしまった場合、それは以後、被疑者が自ら述べた事実として取り扱われることになる。このような事実は、捜査や公判においては、自白となってしてしまうのである。この点、取調べが密室で行われているので、被疑者の供述と調書の内容の食い違いを指摘することができないということが問題になる。

また、供述心理学の見地からは、迎合型自白ということがいわれる。迎合型自白というのは、被疑者が取調べを行う者との争いを避けるために自分の罪を認めてしまうというものである。捜査官は、被疑者が犯人だと決めつけて取調べに当たるので、「お前がやったのだろう」「素直に白状しろ」といった内容の言葉が何回も繰り返される。そのうちに被疑者は、否認を貫いて捜査官と対峙し続けるより、罪を認めて早く楽になりたい、という心理状態になり、虚偽の自白に至るのである。このような心理状態になることも、公平な判断ができる第三者がいれば防げるかもしれない。

以上に述べたのが、取調べが密室で行われることの弊害である。これらの現状を考えると、取調べを可視化し、より適正な取調べが行われるべきだということがいえる。

3、取調べの可視化

ここでは、取調べの可視化を導入するにあたって、可視化に対する考えを賛否双方から整理していく。

3-1、取調べの可視化に肯定的な見地

取調べの可視化に肯定的な立場をとる代表格といえば、日弁連である。日弁連では、不当な取調べを経験した人や、虚偽の自白で罰せられた人たちの声を集約し、取調べの可視化に向けた運動が行われている。例としてあげられるのは、取調べの可視化をテーマとして取り上げた書籍の執筆や、署名運動などである。また、取調べの適正化を図るため、取

調べに弁護士の立ち会いを求める者もいる。しかし、弁護士の立ち会いは、実現の困難性が指摘されるためⁱⁱⁱ、当面は取調べの可視化導入を主張する者が多数である。では、彼らが取調べの可視化を求める根拠は何か。以下、三つの根拠をあげる。

①法廷において、自白の任意性を判断することが容易になる

憲法 38 条 2 項によると、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」とされている。この規定によると、任意によらない自白には証拠能力がないということがいえる。したがって、検察官は自白の任意性を立証しなければならない。この点、密室で行われた取調べの場合、たとえ拷問に類する形で得られた自白であっても、検察官は任意の自白であると主張することが考えられる。そして、裁判官にとって、そのような主張の真偽を判断するのは非常に困難だといえる。なぜなら、裁判官にはその自白がどのようにしてとられたのかがわからないからである。しかし、取調べを可視化すると、自白のとり方まで録画されているので、自白が任意によるものか、それとも強制によるものかといった判断が、確実にではないにしても、ある程度容易にできるようになる。

②偽造調書の作成を防ぐことができる

先述したように、取調べにおいて被疑者がした供述と、捜査官が取った調書の内容は、必ずしも一致するわけではない。捜査官が被疑者の供述通りに調書を取るとは限らないからである。この点、上記のような調書作成は、取調べが密室で行われているからこそ可能なのであって、取調べを可視化することで防ぐことができる。公判で被告人が調書と自らの供述の食い違いを主張すれば、裁判官はその主張に従い、取調べが録画されたテープを見るなどして、調書と供述の内容の同一性を確かめることができる。

③国民に取調べの実態を知ってもらう

現行法の下では、取調べは密室で行われているので、国民は取調べがどのようにして行われているのかを見ることができない。このような取調べの密室性が、不当な取調べを招く一つの要因だといえる。したがって、取調べを可視化し、その態様を国民の監視下に置くことで、不当な取調べは激減するはずである。もちろん、その際被疑者のプライバシーに配慮した形で公開することを忘れてはならない。

以上三点が、取調べの可視化に肯定的な見地からの意見であったが、ここで注意しておかなければならないことがある。それは、取調べの録画・録音は、取調べにおける全過程で行われなければならない、という点である。いくら取調べを録画・録音したところで、捜査側に有利なところだけを利用できるようでは、取調べの可視化は意味をなさなくなるどころか、さらに不当な捜査を可能にしてしまうことになりかねない。したがって、録画の際には、編集ができないような方法を用いることが前提となる^{iv}。

3-2、取調べの可視化に否定的な見地

一方、取調べの可視化に否定的な立場をとる代表格としては、警察などの捜査機関があげられる。では、彼らはどのような根拠に基づいて取調べの可視化を否定するのだろうか。ここでは五点あげたい。

①被疑者が真実を語らなくなる

「被疑者から真実を吐露する供述を得るには、取調べ官が被疑者との間で信頼関係を構築し、被疑者の良心、真情に訴えかけ、真実を語るように説得することが不可欠である」^vという意見もある。そして、取調べを可視化することは、被疑者との一対一の関係を崩し、信頼関係を構築することを困難にするため、結果として真実の供述が得られにくくなる。

②海外の制度である取調べの可視化は、日本の精密司法には合わない

日本で求められる立証の程度は、海外で求められるそれとは比べものにならないほど高いのであって、そのような制度を日本で安易に取り入れるべきではないとする主張である。

③再生に膨大な時間と労力がかかる

取調べが長時間に渡って行われ、それが何日も続いた場合、取調べの録画時間は、数百時間に及ぶことも考えられる。それらを再生し、取調べの内容を確認するのは、非常に時間と労力を使う作業であり、また費用も膨大になることが考えられる。

④組織犯などへの対応

組織犯などの場合は、取調べを可視化することで自白を得ることが著しく困難になるかもしれない。取調べを可視化することで、もし自白をした者が特定されてしまうと、後に組織から報復を受けてしまうかもしれない。そのような事態を避けるために、組織の個人は、自白を避けることが大いに考えられる。

⑤自白偏重主義への懸念

取調べの可視化によって、自白の任意性が高くなると、自白は今以上に証拠として重要視される。録画された自白は、刑事裁判において被告人を有罪とすることのできる「合理的な疑いを超える証明」といえるに値する証拠となりうる。したがって、何らかの理由で被疑者が虚偽の自白をしてしまった場合、公判でそれを取り消すのは不可能に近い。このように、取調べを可視化することによって、裁判所は客観的な証拠である物証を軽視し、自白に重きを置いて、裁判の適正化が損なわれてしまう虞がある。

以上五点が、取調べの可視化に否定的な見地からの意見である。

4、海外との比較

ここでは、日本でなされている取調べ可視化への賛否双方からの主張の妥当性を考える一つの材料として、実際に取調べの可視化を行っている国では、取調べの可視化についてどのような見方がされているのかを検討していく。

4-1、イギリス

イギリスについては、取調べの可視化が導入された経緯についてみていく。イギリスでは、1984年に「警察及び刑事証拠法」(Police and Criminal Act.以下、PACE)が制定されたことで、警察に対し、取調べの全過程の録音が義務付けられた。イギリスでPACEが制定され、取調べの録音が義務化された背景には、自白強要によって多くの冤罪事件を生んでしまったという歴史的事実が存在する。つまりイギリスでは、誤判の経験から取調べの可視化の必要性に着目し、それを実践したといえる。

一方、日本でもイギリスでPACEが制定されたのと同時期に、死刑事件における再審無罪判決が相次いだ。しかし日本は、イギリスと歴史的背景を同じくするにもかかわらず、取調べの可視化を実践することなく現在に至っている。

4-2、オーストラリア

オーストラリアでは、取調べの可視化についてどのような見方がされているのだろうか。オーストラリアのNSW州では、ERISP (Electronic Recording of Interviews with Suspected Person:被疑者取調べの電磁的記録)によって取調べの可視化が実践されている^{vi}。取調べの可視化に対する意見は概して肯定的である。

第一に、取調べの可視化によって、裁判が迅速化したということがあげられる。制度導入以前は「ほとんどすべての事件について自白が問題とされた結果、警察は当該自白がどのようなものであったかに関して予備聴聞で証言を求められ、何時間も反対尋問を受けなくてはならなかった」^{vii}ので、公判手続全体が長引いていた。しかし、制度導入後は、自白が問題になることはほとんどないので、公判手続全体にかかる日数が以前よりも少なくなったという。

次に、被疑者との信頼関係については、そのようなものは必要でないという。捜査官の任務は、彼らを反省させることではなく、あくまで事実を解明することだからである。

また、組織犯罪において、取調べを可視化することで自白が得にくくなるのではないかという懸念に対しては、組織犯については取調べの可視化を義務付けていないということに対応している。オーストラリアでは、原則として取調べの可視化が義務付けられているのではあるが、組織犯の場合のように事件の性質に応じて臨機応変に対応策を講じているのである。

4-3、韓国

韓国において、取調べの可視化はどのように捉えられているのだろうか。まず、韓国では取調べの可視化が義務付けられているわけではないということに注目しなければならない。しかしながら、韓国では取調べの可視化が義務付けられていないにも関わらず、多くの取調べ室で取調べの様子が録画されている。それだけ韓国では、取調べの可視化が必要とされているということであろう。

韓国においても、取調べの可視化を導入するにあたって、当初は日本と同じように、被疑者との信頼関係を築くのが困難になり、自白が得にくくなるという反対論が捜査機関を中心になされていた。しかし、実際に可視化を導入したところ、捜査官たちも可視化に対して肯定的な考えを抱くようになったという。というのも、取調べの可視化を導入する以前は、被疑者は取調室に入ると、捜査官たちの雰囲気によって圧倒され、硬くなってしまふことが多かった。しかし、可視化を導入して、取調べの様子がカメラに撮られていることがわかると、被疑者が硬くなることは少なくなり、なごやかな雰囲気で行われるようになった。そして、そのような取調べを通して、被疑者と捜査官は打ち解けあい、かえって被疑者は本当のことを話してくれやすくなったという。つまり、取調べの可視化は、被疑者との信頼関係構築を困難にするどころか、それを容易にしたのだといえる。

5、おわりに

以上、取調べの可視化に肯定的な立場、否定的な立場、イギリス、オーストラリア、韓国のとる立場をみてきた。では、最後に結論として、取調べ可視化の是非を述べたい。

5-1、取調べ可視化の是非

まずは、取調べ可視化のメリットを二点あげる。

①人質司法などを用いた不当な取調べが激減する

そもそも、不当な取調べというのは、取調べが密室で行われるからこそ可能なのである。したがって、不当な取調べを防ぐという観点からすると、取調べを可視化することは必要不可欠であるといえる。

②自白の任意性の判断がより容易になる

これによって、裁判官の負担軽減にもなる。また、自白の任意性判断に要する時間と労力が減り、裁判が迅速化することも考えられる。

しかし、取調べの可視化には、上のようなメリットがある一方で、それなりに説得力を有する批判がなされているので、それに対する私見を述べたい。ここでは3-2でみた五つの批判について検討する。

①被疑者が真実を語らなくなる

たしかに、被疑者との信頼関係を築くことは、真実の供述を得る上で重要だといえる。被疑者も、信頼できる捜査官になら、真実を話してもいいと思うかもしれない。この点、オーストラリアのように、被疑者との信頼関係は必要ないとは、一概にはいいきれない。しかし、取調べを可視化することで被疑者との信頼関係を築くことが困難になるという点には、疑問を抱かずにはいられない。韓国のように、可視化で被疑者との信頼関係を築き

やすくなることもありうる。したがって、被疑者が真実を語らなくなるという意見は、取調べ可視化を否定する直接の根拠とはならない。

②日本の精密司法にそぐわない

この意見に対しては、取調べを可視化することで侵されるような精密司法であるなら、それは精密司法ではなく、密室司法とでもいうものにすぎないのではないか、ということがいえる。精密司法の名のもとに不当な捜査が行われているからこそ、捜査機関から上のような反対意見が出てくるのではないだろうか。

③録画したテープなどの再生に膨大な時間と労力を費やす

この点、取調べを可視化することで、自白や供述の任意性が問題になることが少なくなる。したがって、取調べを再生する必要がある場合は、そう多くはないと考えられる。取調べの経過は、自白や供述の任意性が問題になったときに、補充的に確認すれば足りる。むしろ、現行法の下での裁判のように、自白の任意性の判断に時間をかけることは必要なくなり、公判手続が迅速化することで、コストも抑えられるといえるだろう。

④組織犯などへの対応

この点については、オーストラリアのように、事件の性質に応じて柔軟に対応していくべきだといえる。原則として、取調べを可視化しておくべきだが、組織犯などの一定類型の事件には、先述した問題に対応するため、被疑者に密室での取調べを選択肢として与えておくといったように、ある程度の例外規定を設けておくことは必要だといえる。

⑤自白偏重主義への懸念

取調べを可視化することで、自白の信用性が高まり、自白は公判でもより重要な証拠の一つとして取り扱われることになる。しかし、自白に重きを置くあまり、物証を軽視するようなことがあってはならない。この点、現在の捜査における取調べは、すでに自白を取ることが大きな目的となってしまうている。捜査機関は、発見困難な物証を得るより、自白を取るほうが捜査は迅速に進むと考え、自白を取ることを重要視するのではないだろうか。このような現状からすると、取調べを可視化することで不当な手段を用いて自白を取ることができなくなるので、被疑者の犯行を裏付けるためには、物証がより重視されるようになることも考えられる。自白偏重主義に陥らないことは、取調べを可視化する上で、最も注意を要しなければならない。しかし、取調べを可視化することが即自白偏重主義に結びつくというのは早計であるとも考えられ、むしろ物証を重視する方向への可能性にも目を向けるべきである。

以上のように、取調べ可視化のメリットと批判に対する反駁を総合的に考えて、私は、取調べを可視化することが妥当であると考えます。たしかに、取調べの可視化によって不当な取調べがすべて解決するのではないかもしれない。しかし少なくとも、上に述べたような現在おこりうる多くの問題点を、取調べの可視化によって解決できるのではないだろうか。

5-2、今後の課題

まず述べておきたいのは、捜査機関に属する者のすべてが上に述べてきたような不当な捜査に加担しているわけではないということである。むしろ、誠実に任務にあたり、不当な捜査に対して疑問を持っている捜査員も少なくないかもしれない。しかし、それでも起こりうる不当な捜査を防止するために、取調べ可視化などの対策によって冤罪を撲滅しなければならない。そのため、最後に本稿では扱いきれなかった問題を二点、今後の課題としてあげておきたい。

捜査を適正化し、冤罪を防ぐという観点からすると、捜査力の低下など、取調べ以外にも問題点は存在する。また別の観点からは、現代の裁判制度の問題点などもあいまって、冤罪は生まれる。それらの問題をどのように解決していくかということが、今後の課題としてあげられる。

第二の課題としては、3-1で触れた取調べにおける弁護士立ち会いの実現をあげる。たしかに、取調べの可視化によって、現行の取調べは大きく是正されると考えられる。しかし、依然として被疑者が一人で取調べに立ち向かわなければいけないことを考えると、さらなる是正の余地はあるかもしれない。そこで、弁護士を取調べに立ち合わせ、取調べをより適正なものにできないかということについても考えていきたい。

以上にあげた二点、冤罪の原因となる他の諸問題、弁護士立ち会いの実現を今後の課題とし、それら課題に対する確たるビジョンがもてるよう、よりいっそう勉学に励んでいきたい。

i 1990年5月に行方不明となった女兒(当時4歳)が翌朝渡良瀬川の河川敷で遺体となって発見された事件。

ii 最高裁判決平成21.4.14 痴漢事件において、被害者の供述の信用性が争われたいわゆる「名倉事件判決」である。本判決では被害者の供述に信用性は認められず、被告人に無罪判決が言い渡された。

iii 大きく分けて二つの問題点が指摘されている。一つは、捜査機関がもともと弁護人を毛嫌いする体質であり、弁護人の立ち会いを認める期待性が低いという点である。もう一つは、すべての刑事事件の取調べにおいて弁護人の立ち会いを適用することは、現在の刑事事件に携わる弁護士の数からいって、非常に困難だという点である。

iv この点、オーストラリアでは、録画テープを一回の取調べにつき三本用いるという方法がとられている。一本は捜査機関が保有することとし、もう一本は被疑者自身が保有することとなる。そしてもう一本は、取調べ終了時に被疑者の眼前で封印される。

v 日本弁護士連合会『裁判員制度と取調べの可視化』(明石書店、2004年)22頁

vi 取調べを録画するカメラは、被疑者を圧迫しないよう、一見カメラとはわからないようなスリムで棒状のものが用いられている。取調べ開始前に被疑者に取調べを録画することが宣告される。

vii 渡辺修・山田直子編『被疑者取調べ可視化のために オーストラリアの録音・録画システムに学ぶ』(現代人文社、2005年)42頁

参考文献

- ・日本弁護士連合会取調べの可視化実現委員会編『世界の潮流になった取調べの可視化』（現代人文社、2004年）
- ・同上『可視化でなくそう！違法な取り調べ』（現代人文社、2005年）
- ・渡辺修・山田直子編『被疑者取調べ可視化のために オーストラリアの録音・録画システムに学ぶ』（現代人文社、2005年）
- ・同上『取り調べ可視化—密室への挑戦—イギリスの取調べ録音・録画に学ぶ—』（成文堂、2004年）
- ・日本弁護士連合会『裁判員制度と取調べの可視化』（明石書店、2004年）
- ・栗野仁雄『「この人、痴漢！」と言われたら 冤罪はある日突然あなたを襲う』（中公新書ラクレ、2009年）
- ・山下幸夫「韓国視察から学ぶべきこと」季刊刑事弁護 39号(2004年)93頁－97頁